

避難行動要支援者避難支援 マニュアル

（自治会・町内会、自主防災組織用）

～個別避難計画の作成～



新潟市防災マスコットキャラクター
ジージョ キョージョ



新潟市

令和7年3月修正
新潟市危機管理防災局防災課

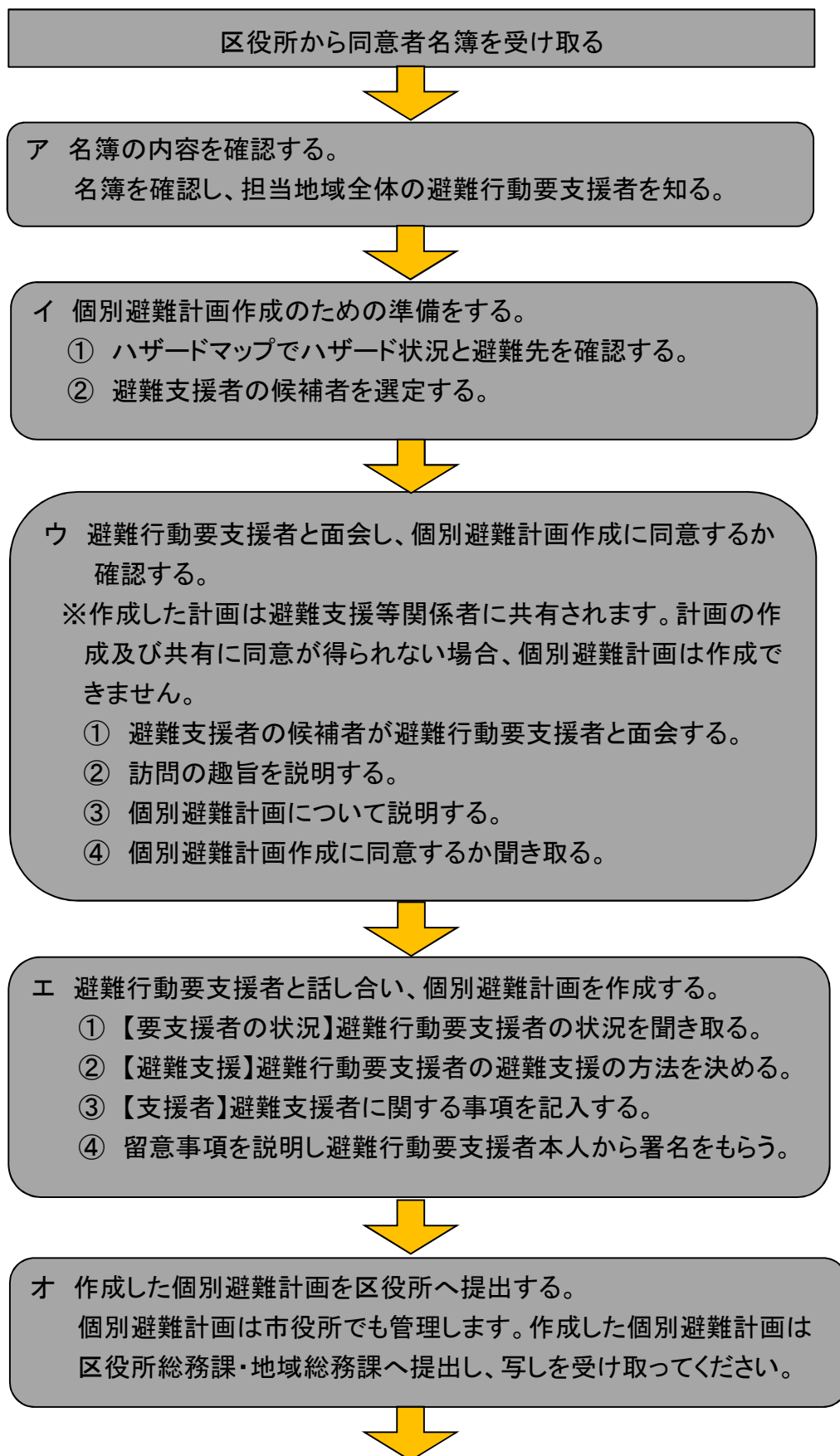
目次

1 個別避難計画の作成	1
2 Q&A.....	8
資料編.....	11
1 災害別の避難支援のポイント.....	11
2 避難行動要支援者等(要配慮者)の特徴と災害時のニーズ	12
3 避難行動要支援者との面会の対応例.....	14
4 様式例	17
5 関係法令	19
6 市役所担当部署の連絡先	22



1 個別避難計画の作成

【地域による個別避難計画作成の流れ(例)】



地域を担当する民生委員の助言を得ることも有効です。

カ 作成した個別避難計画を関係者で共有する。
原本は避難行動要支援者本人、
写しは自治会や避難支援者等で共有します。



キ 個別避難計画を定期的に更新する。
避難行動要支援者の状況や地域の状況の変化にあわせて、定期的
に避難計画を見直しましょう。

ア 名簿の内容を確認する。

区役所から避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を受け取ったら、名簿からその地域
全体の避難行動要支援者の状況を確認しましょう。

その際、地域の支援者が集まり地域全体の状況を把握することで、その次に個別避難
計画作成準備の話し合いをする際に、地域の実情や特性を踏まえつつ、避難先を確認し
たり、避難支援者の候補者を検討したりすることにつながります。

イ 個別避難計画作成のための準備をする。

個別避難計画には、避難先を記入する項目や、避難支援者を記入する項目があります。
避難行動要支援者宅への訪問・面会を行う前に、個別避難計画の作成がスムーズに進む
よう、避難先や避難支援者を検討しておきましょう。

① ハザードマップでハザード状況と避難先を確認する。

市役所では、地震や津波、洪水、土砂災害などの災害別に被害が予測される区域や避
難場所などを地図上に示したハザードマップを作成しています。

ハザードマップを参考に、避難行動要支援者の自宅付近のハザード状況と避難先を確
認しましょう。

避難先は、避難行動要支援者本人や家族と話し合って決めますが、事前にハザードマ
ップから避難先の候補を確認しておきましょう。

避難とは、避難場所へ行くことだけではありません。安全な場所にある親族宅や知人
宅への避難や、ハザードの状況によっては、自宅内で上階に上がる垂直避難等も有効な
避難になります。

ハザードマップはこちら

●新潟市ホームページ

https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/hinanjo/kouzui_hinanchizu/index.html



●新潟市地図情報サービス にいがた e マップ

<https://niigata.e-map.geogeo.jp>



ポイント！ 民生委員との連携

民生委員にも平常時から同意者名簿を提供しています。

民生委員は、避難行動要支援者と面識がある場合もありますので、
個別避難計画を作成する際は、その地域の民生委員に助言を得ること
も有効です。

ハザードリスクと避難先の検討例

	区域	避難先の一例
津波	津波災害警戒区域(赤)	津波避難ビル、高台（立退き避難）
	津波災害警戒区域(黄)	津波避難ビル、高台（立退き避難）
	津波災害警戒区域(青)	津波被害が及ばない地域（立退き避難）
洪水	家屋倒壊等氾濫想定区域	指定避難所・一時避難場所（立退き避難）
	浸水深5m以上	指定避難所・一時避難場所（立退き避難）
	浸水深3～5m未満	指定避難所・一時避難場所 （3階以上に居室がある場合、3階以上で屋内安全確保も検討）
	浸水深0.5～3m未満	指定避難所・一時避難場所 （2階以上に居室がある場合、2階以上で屋内安全確保も検討）
	浸水深0.5m未満	屋内安全確保を検討
土砂	土砂災害警戒区域	指定避難所・一時避難場所（立退き避難）
	土砂災害特別警戒区域	指定避難所・一時避難場所（立退き避難）

② 避難支援者の候補者を選定する。

避難行動要支援者ごとに、避難を支援する候補者を選定しましょう。

候補者となった方へ、避難行動要支援者が個別避難計画作成に同意した場合、避難支援者となっていたいただきたいこと、避難支援者となっても支援を行う法的義務を負うわけではないこと、災害時には自分や家族の安全を確保し、可能な範囲で支援すればよいことを伝えてください。

避難支援者の候補を選定するにあたっては、グループや班で対応するなど、できる限り複数の支援者が相互に補完し合い、特定の支援者に役割が集中しすぎないようにしましょう。また、避難支援者は必ずしも個人に担っていただく必要はありません。地域団体(自治会、自主防災組織など)で担うことも想定されます。

避難行動要支援者が日常的に介護サービスや障がい福祉サービスを利用している場合は、電話による安否確認を福祉事業所が行うことができる場合もあるため、避難行動要支援者や家族を通して確認することも一つの方法です。

ウ 避難行動要支援者と面会し、個別避難計画作成に同意するか確認する。

① 避難支援者が避難行動要支援者と面会する。

候補者が避難行動要支援者のお宅を訪問し面会します。

避難行動要支援者に対して自己紹介するとともに、名前を聞き取りするなどにより、訪問した避難行動要支援者がリストに記載された者と同じであることを確認します。

担当する避難行動要支援者と面識がない場合は、自治会長や自治会の役員、地域の民生委員が避難行動要支援者と面識があることがありますので、一緒に訪問することも有効です。

何度、訪問しても不在の場合には、お手紙で訪問の件をお知らせし、連絡を待つなどの対応が考えられます。

なお、面会や話し合いに当たっては次のことに配慮してください。



説明にあたっての配慮

- ・ 高齢者や障がい者などにも分かりやすい言葉や表現、説明により一人ひとりに的確に伝わるよう配慮してください。
- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法は異なる場合があります。その方の状態にあった伝達手段によりコミュニケーションをとるよう配慮してください。

② 訪問の趣旨を説明する。

担当する避難行動要支援者の個人名簿や制度のパンフレットを見せながら、避難行動要支援者に訪問の趣旨を説明してください。

➤ 説明内容

- ・ 「あなた（避難行動要支援者）は、避難行動要支援者支援制度について、平常時から市役所（区役所）があなたの個人情報、地域の支援者に提供することに同意した」こと
- ・ 「それにより、災害時にあなたの避難を支援するため、市役所（区役所）からあなたの所属する自治会・町内会、自主防災組織にあなたの名簿が提供された」こと
- ・ 「災害時にあなたの避難をスムーズに支援するため、平常時に避難計画を立てておき、関係者の間で共有しておく取り組みがある」こと
- ・ 「避難計画の作成と共有には、あなたの同意が必要であることから、話を聞きに来た」こと

③ 個別避難計画について説明する。

避難行動要支援者に以下の内容を説明します。

➤ 説明内容

- ・ 「災害時の避難に役立てるため、どこに避難するか、誰が支援するかなど、あらかじめ決めておく一人ひとりの避難計画である」こと
- ・ 「作成した計画は、あなたのほか、避難を支援する人や、自治会・町内会、自主防災組織などの間で共有され、市にも提出される」こと
- ・ 「災害時は、避難を支援する人が不在であったり、避難支援者自身も被災したりすることが想定される」こと、「この計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援者も法的な責任や義務を負うものではない」こと
- ・ 「災害時に迅速な避難に繋げるためには、平常時からの関係づくりが重要であるため、積極的に地域との関係づくりに努めていただくことが大切である」こと

④ 個別避難計画作成に同意するか聞き取る。

個別避難計画の作成、及び、避難支援等関係者への提供には、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者本人又は家族等の同意が必要となります。

個別避難計画を作成することと、平常時から個別避難計画を避難支援者や自治会・町内会、自主防災組織等に共有することに、避難行動要支援者本人又は家族が同意するか確認をしてください。

＜同意した場合＞

本人又は家族等と話し合いながら、「個別避難計画」の作成を行います。

＜同意しない場合＞

計画作成は強制ではありませんので、同意が得られない場合は、今回の対応は終了します。今後、本人又は家族が個別避難計画の作成を希望された場合には、申し出ていただくことで、改めて対応する旨を伝えます。

エ 避難行動要支援者と話し合い、個別避難計画を作成する。

① 【要支援者の状況】避難行動要支援者の状況を聞き取る。

避難行動要支援者や家族から、身体等の状況を聞き取り、計画に記入します。

記入する項目は、同居家族、居住する建物、身体の状態、常時必要な医薬品・補装具等かかりつけ医、介護・障がいサービスの利用状況です。

② 【避難支援】避難支援の方法を決める。

訪問前に確認をした、避難行動要支援者本人の自宅付近のハザードマップの状況を、避難行動要支援者とも確認しながら記入します。

ハザード	ハザードマップの種類	着色が表すハザード状況
津波	津波ハザードマップ (4つの地域区分図)	赤・黄：津波災害警戒区域 青：津波浸水想定区域
洪水	洪水・土砂災害 ハザードマップ	着色有：洪水浸水想定区域
土砂災害	洪水・土砂災害 ハザードマップ	黄：土砂災害警戒区域 赤：土砂災害特別警戒区域

次に、ハザードの状況を踏まえ、事前に確認した避難先の候補を基に、避難行動要支援者と話し合い、災害時の避難先を記入します。ハザードの状況から、自宅外への避難が必要な場合、安全な場所にある親族宅や知人宅への避難も含めて検討します。

また、ハザードの状況によっては、自宅内で上階に上がる垂直避難等も有効な避難方法です。

避難先の確認後、避難行動要支援者が希望する避難支援の内容を確認し、記入します。

支援方法の例

情報伝達	訪問や電話などで災害情報、避難情報を伝達する
安否確認	災害時に、訪問や電話により、安否確認を行う
移動支援	避難所などの安全な場所までの付き添い等を行う

避難先、避難経路、想定される災害等に係る事項について、「〇〇の側溝に注意する」「〇〇は冠水の恐れがあるため、通らない」など、留意事項がある場合は記入します。

避難行動要支援者等の心身の状態に応じて配慮すべき事項については、P.12-13を参考にしてください。

③【支援者】避難支援者に関する事項を記入する。

避難支援を実施する支援者について、所属団体名、住所・氏名又は組織名、連絡先を記入します。〇〇班や〇〇組などの団体が支援者となる場合の連絡先は、班や組のなかで代表者を決める等、できるかぎり記入しましょう。

➤ 説明内容

- 「作成した計画は、支援に必要な範囲において、避難支援者や、自治会・町内会、自主防災組織などの間で情報を共有し、平常時の避難訓練や避難対策の検討、災害時の支援等に活用する」こと。

※具体的に誰に共有するのかを、必ず避難行動要支援者へ説明してください

- 「災害時は、避難支援者が不在であったり、避難支援者自身も被災することが想定されるため、災害時に支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援者も法的な責任や義務を負うものではない」こと。

共有先の例 ※市役所で共有先は指定しません。

必ず本人に説明のうえ共有します。

避難支援者

自治会・町内会、自主防災組織

避難行動要支援者本人が利用している福祉事業所など

④ 留意事項を説明し、避難行動要支援者本人から署名をもらう。

個別避難計画作成に同意するか確認する際にも説明する事項ですが、改めて説明します。

説明後、避難行動要支援者に計画内容を確認いただき、署名をもらいます。本人が確認・署名できない場合は、家族等に代理で確認いただき、署名をもらいます。

オ 作成した個別避難計画を区役所へ提出する。

個別避難計画は、計画の作成状況を把握するため、市でも保管します。作成した個別避難計画は、区役所総務課・地域総務課へ写しを提出してください。原本をお持ちいただいた場合、その場で写しを取り、原本をお返しいたします。

カ 作成した個別避難計画を関係者で共有する。

原本は避難行動要支援者本人、写しは自治会や避難支援者等で共有します。

管理上の注意点

- 個別避難計画には、避難行動要支援者本人の氏名、住所、身体的状況等の他、家族や避難支援者の個人情報に記載されており、厳重に取り扱う必要があります。盗難や紛失しやすい場所ではなく、また、いざというときに取り出しやすい場所を選んで保管してください。
- 計画を所有する方は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されます。個別避難計画の作成及び保管時において知り得た情報等については、避難支援等の実施に必要な場合に利用できるものであり、それ以外の目的(他業務での転用等)では使用できません。

キ 個別避難計画を定期的に更新する。

避難行動要支援者本人の心身の状況や、取り巻く環境の変化に伴い、個別避難計画の見直しが必要になる場合があります。避難の実効性を高めるためにも、定期的に、個別避難計画の見直しが必要です。

① 個別避難計画の内容の見直し

作成した個別避難計画の内容について、定期的に見直し、内容を更新する必要性が生じた場合は、個別避難計画を更新してください。

新しく個別避難計画の用紙が必要な場合、区役所総務課・地域総務課でお渡しできるほか、市ホームページからもダウンロード可能です。

② 個別避難計画の更新に伴う共有と、更新前の個別避難計画の廃棄

更新した個別避難計画は、作成時に写しを共有した先へ、再度共有します。更新前の個別避難計画様式が不要となった場合は、再現不可能に細断して処分する、または、区役所総務課・地域総務課または健康福祉課、出張所、連絡所に処分を依頼してください。

③ 更新した個別避難計画の提出

作成時と同様に、更新した個別避難計画は、区役所総務課・地域総務課に提出してください。

2 Q&A

Q 避難支援者は、どんな責任を負うのですか

A 支援を行う法的義務を負うものではありません。可能な範囲で避難行動要支援者への支援を行ってください。

なお、避難行動要支援者名簿について、その情報について守秘義務が課せられます。情報が外部に漏れないよう名簿を管理してください。

Q 避難支援者を決められないのですが

A 個人単位にこだわらず、班などのグループ単位や自治会・町内会、自主防災組織の組織全体で支援することでも構いません。

Q うちの自治会では、役員が毎年変わるので、この制度を継続していけるか不安です。

A 避難支援者を役員以外から募る方法や、専門チームを設置するといった方法を検討してみてください。

なお、毎年、避難支援者が総入れ替えにならないよう、なるべく交互に交代することをお勧めします。

Q 地域で避難行動要支援者の支援ができなくなった場合はどうしたらいいですか

A やむを得ず避難行動要支援者の支援ができなくなった場合は、要支援者本人へ連絡し、区役所総務課・地域総務課に名簿を返却してください。

Q 避難行動要支援者の方と面識がなく、はじめての面会に不安があります。

A 民生委員は避難行動要支援者と面識がある場合がありますので、担当の民生委員と相談しながら進めることも有効です。あらかじめお手紙を出しておくことも一つの方法です。

Q 個別避難計画の様式に必要な情報を記入しきれない場合はどうすればよいでしょうか

A 書ききれない項目は別紙に記入し、計画と併せて管理するなどして対応してください。

Q 個別避難計画をパソコンで作成し、データで管理してもよいでしょうか

A パソコンで作成いただけます。市のホームページに計画様式の Excel 版を掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてください。ただし、作成したデータは、関係者以外の第三者に流出しないよう、適切に管理してください。

Q 個別避難計画を作成した避難行動要支援者が入院した場合は、どうすればよいでしょうか

A 生活の基盤を自宅としている方を避難行動要支援者としています。長期入院をされることとなった場合でも、避難行動要支援者名簿の登載要件からは外れません。そのため、破棄せずに適切に保管してください。

Q 本人が計画作成を拒否した場合は、どうすればよいでしょうか

A 個別避難計画の作成は、災害対策基本法において、本人の同意を要件としているため、計画作成について拒否された場合は作成できません。同意を得られない場合は、今後、本人又は家族等が個別避難計画の作成を希望された場合には、地域に申し出ていただくことで、改めて対応する旨を伝えてください。

Q 地域で独自の様式で個別避難計画を作成しています。市の様式でも作成が必要でしょうか

A 市役所では様式を示しておりますが、独自の様式で作成いただいても問題ありません。すでに独自の様式で計画を作成されている場合は、必ずしも市の様式で再度作成いただく必要はありません。必要な情報が記載されているか確認してくださ

Q 保管している個人名簿の裏面に掲載されている個別避難計画の様式が、この手引に掲載されている様式と違うのですが。

A 新潟市では、令和3年5月の災害対策基本法の改正を受け、避難支援の実効性を高めることを目的として、令和5年度から個別避難計画の様式を改めました。令和5年度より前にお渡しした個人名簿については、旧様式の個別支援計画が掲載されています。

個人名簿裏面の計画様式が旧様式の場合は、区役所総務課・地域総務課で新様式を発行し、お渡しいたします。また、市ホームページから、個別避難計画の様式をダウンロードできます。

Q 個別避難計画は、こういった活用が考えられますか

A 作成後の個別避難計画を用いて、計画のとおり避難支援ができるのか、訓練を試みることが有効です。また、個別避難計画を作成することで、本人や家族等が、災害時の避難を考えるきっかけとなります。

Q 重度の障がい者など専門的な支援が必要な方にはどのように対応したらいいですか

A 市役所では、日頃から避難行動要支援者に対して、機器や医療機関等との緊急連絡方法について必要な準備をすることを促しています。

避難支援者は、避難行動要支援者やその家族とよく話し合い、可能な範囲で支援を実施していただくようお願いします。

特殊な支援の方法については、区役所健康福祉課、地域保健福祉センターにご相談ください。

Q 避難行動要支援者はどこに避難すればよいですか

A 原則として、自宅に被害がない場合、自宅に留まる方が安全な場合があります。

自宅に留まることが困難な場合は、まずはお近くの指定緊急避難場所や指定避難所に避難します。

避難所では、避難行動要支援者のような配慮が必要な方の避難生活に配慮して、可能な限り、福祉避難室を開設するようにしています。それでも長期の避難生活が困難な方には、福祉事業者の協力を得て福祉避難所を開設します。なお、福祉避難所は人的・物的準備により開設までに時間がかかります。

Q 避難所への避難を支援した場合は、誰に避難行動要支援者の情報を伝えれば良いですか

A 避難行動要支援者に付き添って避難所まで避難したときは、避難所にいる避難所指名職員などの避難所運営者に配慮すべき事項を引き継いでください。

Q 訪問した際に車搬送を希望された方に対する対応についてどうしたらよいですか

A 車搬送については、寝たきりなど車以外では移動できない方であることが原則と考えています。できる範囲で避難所までの付き添いをお願いします。

1 災害別の避難支援のポイント

ア 地震

大地震の直後は、家屋が倒壊する危険があるので、無理な救助は大変危険です。また、一見被害を受けていないように思える建物も、余震によって倒壊するおそれがあります。

危険があると思われる場合は、無理をせず消防や警察に救助を要請してください。

イ 津波

津波は予測を上回る高さやスピードで到達することがあります。東日本大震災のように甚大な被害をもたらすことがあります。

津波警報が発令されたら、自身の命を守るため、急いでできるだけ高台や津波避難ビルに逃げてください。そして、津波が引いて安全な状態になってから、できる範囲で避難支援を行ってください。

事前に津波ハザードマップを確認し、津波が押し寄せることが予測される場所を知っておきましょう。

ウ 洪水・土砂崩れ

河川の氾濫による洪水について、市役所では河川の水位や土砂災害の前兆現象などを踏まえて、避難のための時間的な余裕を考慮のうえ避難情報を発令します。

洪水・土砂崩れの避難情報は必ず避難が必要な地区を指定して発令されます。事前に洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップにより、危険な場所を確認しましょう。

洪水、土砂崩れについては、避難情報が発令されてから時間的余裕がある場合がありますが、決して無理をせず、時間の余裕をもって避難支援を行きましょう。

エ 延焼火災

火災は強風によって周囲に広がる可能性があります。そういった場合、消火活動や救助は消防に任せ、まずは安全な場所に避難しましょう。

火災の延焼までに時間の余裕がある場合は、できる範囲で避難行動要支援者に避難支援を行ってください。

2 避難行動要支援者等(要配慮者)の特徴と災害時のニーズ

区 分		特 徴	災害時のニーズ
高 齢 者	ひとり暮らし 高齢者等	○ 基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態の覚知が遅れる場合がある。	○ 迅速な情報伝達と移動支援、安否確認および状況把握等が必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○ 食事、排泄、衣類の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○ 安否確認、状況把握等が必要となる。 ○ 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○ 記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○ 迅速な情報伝達と移動支援、安否確認および状況把握等が必要となる。
身 体 障 が い 者	視覚障がい者	○ 視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている行動がわからない場合がある。	○ 音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、移動支援等が必要となる。
	聴覚障がい者	○ 音声による避難誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○ 補聴器の使用や、手話、文字、絵画等による状況説明が必要となる。
	言語障がい者	○ 自分の状況等を伝える際、音声による会話が困難な場合や、文字や音声の内容が理解できない場合がある。	○ 手話、文字、絵画等による情報伝達が必要となる。
	肢体不自由者	○ 体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことがある。	○ 歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障がい者	○ ほとんどの人が自力で歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療(透析等)が必要である。	○ 酸素ボンベ等の医療機器が必要な場合がある。 ○ 継続治療ができない場合、移動手段の手配が必要となることがある。

区 分	特 徴	災害時のニーズ
知的障がい者	○ 緊急事態の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できないこともある。 ○ 施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。	○ 気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○ 被災前の生活に早く戻すことが必要となる。
精神障がい者	○ 多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○ 精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ○ 薬の種類を把握するとともに、医療機関による支援が必要となる。
乳幼児・児童	○ 年齢が低いほど、避難誘導が必要である。	○ 避難に適切な誘導が必要となる。 ○ 被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	○ 自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	○ 精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子などの移動手段が必要となる。
外国人	○ 日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	○ 多言語による情報提供が必要となる。

3 避難行動要支援者との面会の対応例

〇〇町第1班の山田班長が避難支援者候補者となり、班内の避難行動要支援者名簿（同意者名簿）に載っている鈴木太郎さん宅を訪問した場合

避難支援者候補者 （班長）	『こんにちは。私は、〇〇町第1班の班長をしている山田です。鈴木太郎さんはいらっしゃいますか。』
避難行動要支援者	「はい、わたしですが、何でしょうか」
避難支援者候補者 （班長）	『鈴木さんは避難行動要支援者名簿（同意者名簿）に登載されておりますが、災害時にスムーズに鈴木さんの避難支援ができるように、あらかじめ避難の計画を立てて、避難支援をする人や自治会と共有しておきたいと私たちの自治会では考えています。作った計画は市役所にも渡すのですが、こういった計画を作成してもいいか、お聞きしたくお邪魔いたしました。』
避難行動要支援者	「ああそういえば、9月に民生委員の方が名簿登載の説明に来てくれたので、名簿への登載の手続きをしました。その計画というのはどういったものですか必ず作らないといけないものでしょうか。」
避難支援者候補者 （班長）	『この計画は災害時の避難に役立てるために、鈴木さんがどこに避難するか、誰が避難の支援をするかなど、あらかじめ決めておくものです。作成した計画は鈴木さんにお渡しするほか、避難を支援する人や自治会で共有され、市役所にも提出されます。』 『必ず計画を作成しないといけないということではないのですが、災害時の避難支援をスムーズに行うために、この地域で名簿に登載されている方には計画を作成したいと考えています。』
避難行動要支援者	「そういうものなのですね。最近は雨の降り方も激しい時があって心配だし、作っていただこうかな。」

避難支援者候補者 （班長）	『それでは、一緒に話し合いながら計画を作っていきましょう。 まず、鈴木さんのお身体などの状態を聞いていきます。 『いま、鈴木さんは息子さんご家族と一緒に住まいでしたよね。』
避難行動要支援者	「そうです。4人でここに住んでいます。」

避難支援者候補者 (班長)	『お身体の状況で、避難するうえで何か心配なことはありますか。 それと、常に必要なお薬や物がありますか。』
避難行動要支援者	「血圧を下げる薬を飲んでいるよ。あと、足が悪くて杖がないと歩けないんだよ。」
避難支援者候補者 (班長)	『避難する際は、そのお薬と杖が必要ですね。薬はいざというときに すぐに持ち出せるように準備をしておいてくださいね。』 『次に、介護・障がいサービスは利用されていますか。』
避難行動要支援者	「わかりました。薬は準備しておきます。」 「介護・障がいサービスは利用していません。」
避難支援者候補者 (班長)	『わかりました。それでは次に避難について考えましょう。 鈴木さんの自宅は、津波や土砂災害の心配はありませんが、洪水の 際、避難する必要がありますね。最寄りの避難所は〇〇小学校です が、こちらに避難するということがよろしいでしょうか。』
避難行動要支援者	「そうですね。万が一のときは、〇〇小学校に避難すると家族とも話 し合っておくよ。」
避難支援者候補者 (班長)	『足が悪いとのことでしたので、誰かが付き添って避難の方がよい ですね。夜、ご家族はいらっしゃるのですよね。』
避難行動要支援者	「たいていは午後7時から朝の7時までと土日は家にいるね。 でも外出しているときもあるから、いつもいるわけではないね。」
避難支援者候補者 (班長)	『うちの自治会では同じ班の住人が支援することと決めています。 災害時には、近所の方が様子を見に来ますので、ご家族の方がいな いときには一緒に避難するということがよろしいですね。』 『災害だからどんな状態になるかわからないので、必ず助けに来れる わけではありません。』

避難行動要支援者	「わかったよ。よろしくお願いします。家族がいるときは家族と避難するよ。」
避難支援者候補者 (班長)	『聞き取りした内容を計画様式にまとめました。鈴木さん、計画の内容を一緒にご確認くださいませるか。』
避難行動要支援者	「確認しました。」
避難支援者候補者 (班長)	『最後にもう1度、留意事項を説明させてください。この計画は支援に必要な範囲において、避難支援者や自治会で共有して、災害時の避難支援等に活用させていただきます。しかし、災害時なので、必ずしも計画通りの支援が実施されることを保証するものではなく、支援者も法的な責任や義務を負うものではありません。』 『留意事項についても確認していただけたら、最後に署名をお願いします。』
避難行動要支援者	「はい、署名しました。」
避難支援者候補者 (班長)	『ありがとうございます。それでは今日はこれで失礼します。計画のコピーを取った後、計画を鈴木さんのところにお持ちしますね。』
避難行動要支援者	「わかりました。わざわざありがとうございました。」

4 様式例

避難行動要支援者個人名簿（表面）

避難行動要支援者個人名簿 （自治会、町内会、自主防災組織用）			
令和〇〇年〇月〇日			
取り扱い注意		この名簿は、避難行動要支援者の避難支援に活用するため、本人から同意を得て作成しています。適正に管理のうえ、支援方法等の検討にご活用ください。	
基本情報			
フリガナ	ボウサイ タロウ	性別	自宅電話 025-XXX-XXXX
氏名	防災 太郎	男	携帯電話 090-XXX-XXXX
			自宅FAX 025-XXX-XXXX
生年月日	昭和10年10月10日	自治会名	にいがた自治会
住所	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602 番地1	民生児童 委員名	中央 民夫
		支援を必要とする事由	障がい者
特記事項	寝たきりで動けないので、搬送用具を使うなどして避難所へ連れて行ってほしい。		
緊急連絡先			
フリガナ	ご本人が緊急連絡先情報の外部提供に非同意の場合は、この欄は空欄になります。		
氏名	防災 一郎	家族	
連絡先 電話番号	優先順位1	025-***-****	
	優先順位2	090-****-****	
	優先順位3		
※ 裏面があります。			

避難行動要支援者個人名簿（裏面） 個別避難計画様式

個別避難計画

【要支援者（本人氏名： 防災 太郎 ）の状況】

同居家族等	本人以外に（ 〇 ）人 ←単身世帯は〇 同居人の状況 〔 妻・長男 〕	居住する建物	☒ （ 2 ）階建ての一戸建て住宅 ☐ マンション・アパート （ ）階建ての（ ）階に居住
身体状況 （複数選択可）	☐ 寝たきり ☒ 自力歩行が困難 ☐ 認知症の症状 ☐ 目が不自由 ☒ 耳が不自由 ☐ 危険を判断できない ☐ 難病患者 ☐ その他 備考〔 左耳が聞き取りにくいので、話をするときは右側から 〕		
常時必要な 医薬品・補装具等	杖・補聴器・眼鏡		
かかりつけ医 （連絡先）	〇〇〇整形外科（000-0000）、〇〇〇病院〇〇科（000-0000）		
介護・障がい サービスの利用状況 〔書ききれない場合は裏面余白への記入可〕	☒ 有 福祉事業所、介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員の氏名、連絡先 ☐ 無 ケアプラン〇〇 ケアマネジャー 〇〇 〇〇 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	利用状況	・月・水・金曜 通所介護（デイサービスセンター〇〇） ・月～日曜 訪問介護（訪問介護ステーション〇〇） ・水曜 訪問看護（同上）

【避難支援】 〇原則、自力で避難できる方や家族などと一緒に避難できる方は、自ら速やかに避難

避難支援の内容 （該当するものにチェック■）	☐ 情報伝達（災害情報及び避難情報） ☒ 安否確認 ☒ 避難先までの移動支援（付き添い等） ☐ その他〔 〕		
自宅付近のハザードマップの状況 ※1	☐ 津波災害警戒区域(赤・黄) ☒ 津波浸水想定区域(青) ☒ 洪水浸水想定区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域(赤) ☐ 土砂災害警戒区域(黄) ☐ 該当なし		
避難先 （ハザードマップ上、 自宅が被災する恐れ がない場合は斜線）	[地震] ※2 〇〇コミュニティセン ター	[洪水] 〇〇コミュニティセン ター	[津波] 〇〇ビル [土砂災害]
避難に係る留意事項 （避難先・避難経路・想 定される災害に係る 事項を記載）	・自宅付近の洪水の深さは3～5m ・自宅付近の津波の深さは約2.0m、30分未満で到達、最寄りの津波避難ビル（〇〇ビル）まで約300m ・避難所までの経路上、排水路に転落しないよう注意（特に夜間）		

※1 総合ハザードマップ上の自宅付近の番色を確認してチェック欄に記入

※2 津波の危険がない場合、又は津波の危険が去った後の避難先

【支援者】

氏名・連絡先等 （組織単位で支援 する場合は組織 名を記入）	①	支援者の所属団体名 〇〇2丁目町内会 （〇〇〇自主防災会）	支援者の住所・氏名又は組織名 第〇組（班・区） （または第〇班長）など	連絡先等 できるかぎり記入
	②	支援者の所属団体名 〇〇2丁目町内会	支援者の住所・氏名又は組織名 〇〇2丁目10-11 〇〇 〇〇（個人）	連絡先等 000-0000

※日中・夜間で支援者が異なるなどの場合には、支援者①の他②も記入

【留意事項】

本計画については、支援に必要な範囲において、要支援者本人が利用している福祉事業所や、支援者をはじめとする地域の避難支援等関係者（自治会・町内会、自主防災組織）間で情報共有し、また、平時の避難訓練や避難対策の検討、災害時の支援等に活用します。

なお、本計画は災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、支援者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【個別避難計画同意欄】

私は本計画内容と留意事項について確認しました。		令和 0 年 00 月 00 日署名	
要支援者本人 （自署）	防災 太郎	代理人等 （本人が署名できない場合）	本人との関係〔 〕

個別避難計画は市に提出されます。

5 関係法令

災害対策基本法(抜粋)

第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

6 市役所担当部署の連絡先

区役所	健康福祉課	総務課・地域総務課
	名簿登載、内容の修正、安否確認の報告など	個別避難計画の作成、避難訓練など
北区役所	電話 025-387-1315 FAX 025-387-1020	電話 025-387-1165 FAX 025-387-1020
東区役所	電話 025-250-2320 FAX 025-273-0177	電話 025-250-2720 FAX 025-273-0176
中央区役所	電話 025-223-7252 FAX 025-223-7151	電話 025-223-7064 FAX 025-224-1520
江南区役所	電話 025-382-4346 FAX 025-381-1203	電話 025-382-4526 FAX 025-381-7090
秋葉区役所	電話 0250-25-5665 FAX 0250-22-8250	電話 0250-25-5470 FAX 0250-22-0228
南区役所	電話 025-372-6303 FAX 025-372-4033	電話 025-372-6431 FAX 025-373-3933
西区役所	電話 025-264-7315 FAX 025-269-1670	電話 025-264-7120 FAX 025-269-1650
西蒲区役所	電話 0256-72-8345 FAX 0256-72-3133	電話 0256-72-8129 FAX 0256-72-6022

本マニュアルに関するお問い合わせ先

危機管理防災局 防災課

電話:025-226-1143 FAX:025-224-0768